

食品安全委員会の運営について（平成25年1月～3月）

1. 食品安全委員会の開催

1月：第459回～第461回

（1）食品健康影響評価の要請案件

<p>遺伝子組換え食品等 （4品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ARG-No. 3 株を利用して生産された L-アルギニン ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統並びにアシルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 ・ RN-No. 1 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム ・ RN-No. 1 株を利用して生産された 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム
<p>肥料・飼料等（1案件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料取締法第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の改正

（2）食品健康影響評価の結果通知案件

<p>添加物（2品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 硫酸カリウム <u>添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、添加物「硫酸カリウム」のADIを特定する必要はない。</u> ・ 乳酸カリウム <u>添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、添加物「乳酸カリウム」のADIを特定する必要はない。ただし、乳幼児向け食品に添加物「乳酸カリウム」並びに乳酸及び乳酸塩類を主成分とする添加物を使用する場合、代謝性アシドーシスをもたらす懸念があるため、適切な措置が講じられるべき。</u>
-----------------	--

<p>農薬（4品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アメトクトラジン <u>ADIを2.7mg/kg体重/日と設定。</u> ・ フェンピロキシメート <u>ADIを0.0097mg/kg体重/日と設定。</u> ・ フェントエート <u>ADIを0.0029mg/kg体重/日と設定。</u> ・ アルドリン及びディルドリン <u>アルドリンのTDIを0.000025mg/kg体重/日、ディルドリンのTDIを0.00005mg/kg体重/日と設定する。なお、本剤は現在製造・使用等が禁止されており、得られているデータが限られていることから、リスク管理機関において引き続き関連情報の収集に努めるべき。</u>
<p>動物用医薬品（4品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤（パイセス）の再審査 <u>本製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</u> ・ リンコマイシン <u>ADIを0.0032mg/kg体重/日と設定。</u> ・ ナラシン <u>ADIを0.005mg/kg体重/日と設定。</u> ・ ジルパテロール <u>ADIを0.083μg/kg体重/日と設定。</u>
<p>遺伝子組換え食品等（3品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 系統並びにアシルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した 11 品種は除く。） <u>「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統並びにアрилオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した 7 品種は除く。） <u>「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断。</u> ・ コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統 <u>「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断。</u>
肥料・飼料等（2 案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナラシン <u>ADI を 0. 0 0 5 m g / k g 体重 / 日と設定。</u> ・ 肥料取締法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格の改正 <u>本件については、既に使用が認められている特殊肥料を、既に公定規格が定められ一般的に流通している普通肥料の原料として、当該普通肥料に化学的操作なく物理的に混合したもの又は化学的操作なく物理的に混合し、当該混合物を造粒若しくは成形したものの使用を認めるものであり、現在、ほ場において特殊肥料及び普通肥料を混ぜて使用されている実態と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品健康影響評価を行う必要のない場合として、食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u>

(3) その他

- ・ 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について
- ・ 食品安全関係情報（12月1日～12月20日収集分・12月21日～1月10日収集分）
- ・ 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成24年11、12月分）

2月：第462回～第464回

(1) 食品健康影響評価の要請案件

農薬（15品目）	<ul style="list-style-type: none"> アラクロール、シアントラニリプロール、シエノピラフェン、フロニカミド、ペンチオピラド、メパニピリム、チフェンスルフロンメチル、クロルピリホスメチル、シマジン、フェンプロパトリン、プロメトリン、クロルフェンビンホス、パラチオン、ヘプタクロル及びエトキサゾール
動物用医薬品（7品目）	<ul style="list-style-type: none"> エトキサゾール、デキサメタゾン、ベタメタゾン、メトクロプラミド、イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（多糖アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研”マリーナ-4）、エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤（ゴッシュ）及びマイコプラズマ・シノビエ感染症凍結生ワクチン（MS生ワクチン（NBI））
プリオン（2案件）	<ul style="list-style-type: none"> 牛のSRMから除外される脊柱の飼料利用について 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について
遺伝子組換え食品等（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件

添加物（2品目）	<ul style="list-style-type: none"> 3-エチルピリジン <u>食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考える。</u> アンモニウムイソバレレート <u>食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考える。</u>
----------	--

農薬（2品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アズシクロチン及びシヘキサチン <u>ADIを0.0026mg/kg体重/日と設定。</u> ・ 1,3-ジクロロプロペン <u>ADIを0.02mg/kg体重/日と設定。</u>
動物用医薬品（5品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）の承認に係る薬剤耐性菌 <u>「塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）が、牛に使用された結果としてハザードが選択され、牛由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度と考えられる。</u> ・ マイコプラズマ・シノピエ感染症凍結生ワクチン（MS生ワクチン（NBI））の再審査 <u>本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</u> ・ エリスロマイシン <u>ADIを0.0015mg/kg体重/日と設定。</u> ・ セファゾリン <u>ADIを0.0012mg/kg体重/日と設定。</u> ・ モネンシン <u>ADIを0.003mg/kg体重/日と設定。</u>
器具・容器包装（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP） <u>TDIを0.03mg/kg体重/日と設定。</u>
プリオン（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛のSRMから除外される脊柱の飼料利用について <u>牛のSRMから除外される脊柱の飼料利用については、牛が牛由来の「確認済動物性油脂」を摂取することを防止するための管理措置等が採られることを前提とする限りにおいて、改正後の飼料の成分規格に基づき製造される「確認済動物性油脂」は、現行の飼料の成分規格に基づき製造される「確認済動物性油脂」と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品健康影響評価を行う必要のない場合として、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の</u>

	<u>健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u>
遺伝子組換え食品等（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統 <u>「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断。</u>
肥料・飼料等（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ モネンシン <u>ADIを0.003mg/kg体重/日と設定。</u>

（3）その他

- ・ 平成25年度食品安全確保総合調査対象課題を決定。
- ・ 平成24年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び平成25年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題を決定。
- ・ 食品安全関係情報（1月11日～1月25日収集分・1月26日～2月7日収集分）

3月：第465回～第468回

（1）食品健康影響評価の要請案件

添加物（2案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亜塩素酸ナトリウム ・ 食品、添加物等の規格基準の改正について <ul style="list-style-type: none"> ①「亜塩素酸水」、「亜塩素酸ナトリウム」及び「水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸」に係る「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準の改正 ②「亜塩素酸水」及び「亜塩素酸ナトリウム」に係る「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準の改正
農薬（23品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アニロホス、ジクロフェンチオン、バミドチオン、ピリダフェンチオン、ミルネブ及びメタゾール ・ アイオキシニル、イプロジオン、エテホン、オキサミル、カルフェントラゾンエチル、クロリダゾン、ジクロルプロップ、ジクワット、ターバシル、ピリミホスメチル、フルシトリネート、プロフェノホス、ホルクロルフェニユロン、メタミト

	ロン、メチダチオン及びレナシル並びにダイアジノン
動物用医薬品（5品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクロミド ・ ダイアジノン、フルアズロン及びハロフジノン並びにラサロシド
肥料・飼料等（2品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハロフジノン及びラサロシド
その他（3品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬取締法第2条第1項ただし書の規定に基づき、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（特定農薬） 電解次亜塩素酸水、エチレン及び焼酎

（2）食品健康影響評価の結果通知案件

添加物（2案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亜塩素酸ナトリウム <u>改正後の使用基準においても、当該添加物は最終食品の完成前に分解又は除去しなければならないとされており、同添加物の分解により新たな物質が生成されることがないことを前提とする限りにおいて、同添加物を改正後の使用基準に則り使用したとしてもヒトの健康に悪影響を及ぼすおそれは認められず、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u> ・ 食品、添加物等の規格基準の改正について <ul style="list-style-type: none"> ①「亜塩素酸水」、「亜塩素酸ナトリウム」及び「水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸」に係る「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準の改正 ②「亜塩素酸水」及び「亜塩素酸ナトリウム」に係る「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準の改正 <u>改正後の規格基準においても、これらの添加物は最終食品の完成前に分解、中和又は除去しなければならないとされており、これらの添加物の分解又は中和により新たな物質が生成されることがないことを前提とする限りにおいて、これらの添加物を改正後の規格基準に則り使用したとしても人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第11条</u>
----------	--

	<p><u>第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u></p>
農薬（13品目）	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ γ-BHC（リンデン） <u>TDIを0.0047mg/kg体重/日と設定。</u></p> <p>・ プロパクロール <u>ADIを0.054mg/kg体重/日と設定。</u></p> <p>・ モリネート <u>ADIを0.0021mg/kg体重/日と設定。</u></p> <p>・ トリクラベンダゾール <u>ADIを0.002mg/kg体重/日と設定。</u></p> <p>・ アニロホス、ジクロフェンチオン、バミドチオン、ピリダフェンチオン、ミルネブ及びメタゾール <u>国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、当該残留基準の削除については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u></p> <p>・ シエノピラフェン <u>ADIを0.05mg/kg体重/日と設定。</u></p> <p>・ フロニカミド <u>ADIを0.073mg/kg体重/日と設定。</u></p> <p>・ アラクロール <u>ADIを0.01mg/kg体重/日と設定。</u></p>
動物用医薬品（4品目）	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（エムパック）」 <u>本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。</u></p> <p>・ 「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（レスピフェンドMH-One FDAH）」 <u>本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。</u></p> <p>・ 「ダノフロキサシン」 <u>ADIを0.018mg/kg体重/日と設定。</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクロミド <u>国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、当該残留基準の削除については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u>
<p>遺伝子組換え食品等（1品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した 22 品種は除く。） <u>「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断。</u>

(3) その他

- ・ 平成24年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件として「クドア（クドア属粘液胞子虫）」を決定。
- ・ 平成25年度食品安全委員会運営計画について決定。
- ・ 食品安全関係情報（2月8日～22日収集分）
- ・ 食品安全モニターからの随時報告（平成24年11月～12月分）

2. 専門調査会の運営

(1) 企画等専門調査会

第6回：1月29日（火）

- ・ 平成24年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について調査審議。
- ・ 平成25年度食品安全委員会運営計画について調査審議。
- ・ 平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成25年度緊急時対応訓練計画について調査審議。
- ・ 平成24年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況等について報告。

(2) 添加物専門調査会

第114回：1月22日（火）

- ・ ポリビニルピロリドン、酢酸カルシウム及び酸化カルシウム並びにクエン酸三エチルについて調査審議。

第115回：2月22日（金）

- ・ *Aspergillus niger* ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ、ポリビニルピロリドン及びクエン酸三エチルについて調査審議。

第116回：3月27日（水）

- ・ アドバンテーム及びポリビニルピロリドンについて調査審議。

(3) 農薬専門調査会

① 幹事会

第90回 1月25日（金）

- ・ ファモキサドン、フルキサピロキサド及びメビンホスについて調査審議。

第91回 2月28日（木）

- ・ ペンフルフェン、オキシシン銅、フルメツラム、アラクロール及びエトキサゾールについて調査審議。

②第一部会

第24回 1月29日(火)

- ・ ベンゾフェナップについて調査審議。

第25回 3月6日(水)

- ・ メパニピリムについて調査審議。

③第二部会

第21回 2月20日(水)

- ・ フェンバレレートについて調査審議。

第22回 3月19日(火)

- ・ フェンバレレート及びアセトクロールについて調査審議。

④第三部会

第23回 1月18日(金)

- ・ フルメツラム、フルアジナムについて調査審議。

第24回 2月26日(火)

- ・ テトラコナゾールについて調査審議。

⑤第四部会

第24回 2月14日(木)

- ・ フェノチオカルブについて調査審議。

第25回 3月8日(金)

- ・ DCIP について調査審議。

⑥生殖発生毒性の評価に関するワーキンググループ

第1回 2月25日(月)

- ・ メトコナゾールについて調査審議。

(4) 動物用医薬品専門調査会

第147回 1月11日(金)

- ・ モキシデクチン、モキシデクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除剤(サイデクチンポアオン)の再審査について調査審議。

第148回 1月11日(金)

- ・ フルニキシシ、フルニキシシメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペースト)、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研,,カーフウィン6)について調査審議。

第149回 3月1日(金)

- ・ モキシデクチン、モキシデクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除剤(サイデクチンポアオン)の再審査について調査審議。

第150回 3月1日(金)

- ・ イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント)不活化ワクチン(“京都微研,,マリナ-4)について調査審議。

(5) 器具・容器専門調査会

第21回 1月24日(木)

- ・ ポリエチレンナフタレート(PEN)について調査審議。

第22回 3月21日(木)

- ・ フタル酸エステルについて調査審議。

(6) 化学物質・汚染物質専門調査会

第5回 3月15日(金)

- ・ フタル酸(2-エチルヘキシル)、アクリルアミド及びヒ素について調査審議。

(7) 微生物・ウイルス専門調査会

第38回 1月17日(木)

- ・ リステリア・モノサイトゲネスについて調査審議。

第39回 1月22日(火) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループ

※第66回肥料・飼料等専門調査会と合同で開催

- ・ 「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて」の見直しについて調査審議。

第40回 3月26日(火) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループ

※第68回肥料・飼料等専門調査会と合同で開催

- ・ 鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌及び「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて」の見直しについて調査審議。

(8) プリオン専門調査会

第78回 2月6日(水)

- ・ BSE対策の見直しに係る食品健康影響評価について調査審議。

(9) かび毒・自然毒等専門調査会

第24回 3月18日(月)

- ・ 乳中のアフラトキシンM1及び飼料中のアフラトキシンB1について調査審議。

(10) 遺伝子組換え食品等専門調査会

第111回 1月17日(木)

- ・ *Bacillus subtilis* DTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ及びARG-No. 3株を利用して生産されたL-アルギニンについて調査審議。

第112回 2月8日(金)

- ・ LYS-No. 2F 株を利用して生産された塩酸L-リジン、RN-No. 1 株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム及びRN-No. 1 株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウムについて調査審議。

第113回 3月7日(木)

- ・ 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40 系統(食品・飼料)並びにチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent 5307 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した22 品種は除く。)について調査審議。

(11) 新開発食品専門調査会

第88回 1月30日(水)

- ・ キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>及びキシリトール オーラテクトガム<スペアミント>について調査審議。

(12) 肥料・飼料等専門調査会

第65回 1月16日(水)

- ・ チアムリンについて調査審議。

第66回 1月22日(火) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループ

※第39回微生物・ウイルス専門調査会と合同で開催

- ・ 「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて」の見直しについて調査審議。

第67回 2月19日(火)

- ・ フラボフォスフォリポール及びアプلاميシンについて調査審議。

第68回 3月26日(火) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループ

※第40回微生物・ウイルス専門調査会と合同で開催

- ・ 鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌及び「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて」の見直しについて調査審議。

3. 意見交換会の開催

1月22日（火）＜東京都＞

食品に関するリスクコミュニケーション

～牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会～

・消費者庁及び厚生労働省との共催により開催。

1月24日（木）＜大阪府＞

食品に関するリスクコミュニケーション

～牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会～

・消費者庁及び厚生労働省との共催により開催。

1月25日（金）＜広島市＞

食品のリスクを考えるフォーラム

～食品添加物の安全性を知ろう～

・広島市との共催により開催。

1月26日（土）＜流山市＞

食品に関するリスクコミュニケーション

～食品中の放射性物質対策に関する説明会～

・消費者庁、厚生労働省及び農林水産省との共催により開催。

1月31日（木）＜豊田市＞

食品に関するリスクコミュニケーション

～食品中の放射性物質～

・専門家を対象として、豊田市との共催により開催。

2月1日（金）＜福島県＞

食品に関するリスクコミュニケーション

～食品中の放射性物質対策に関する説明会～

・消費者庁、厚生労働省及び農林水産省との共催により開催。

2月8日（金）＜熊本県＞

食品のリスクを考えるフォーラム

～遺伝子組換え食品を知ろう！～

・熊本県との共催により開催。

2月15日（金）＜神戸市＞

食品のリスクを考えるフォーラム

～食品添加物～

- ・神戸市との共催により開催。

3月14日（木）＜さいたま市＞

食品のリスクを考えるフォーラム

～遺伝子組換え食品を知ろう！～

- ・さいたま市との共催により開催。